

公募質問集（FAQ）

No.	項目	質問	回答
1	研究開発課題	〇〇の内容で応募を検討しているが、対象となるか	提案予定の研究が公募内容に沿った内容であるかについて、ご不明点をお持ちの提案者の方はSBIR推進プログラム事務局が相談に応じます。 希望される方は、詳細は以下のURLを確認ください。 https://www.nedo.go.jp/koubo/CA1_100490.html なお、相談が採択審査に影響することはありません。※相談は同一の提案者から同一の課題に対して一回のみでかつ最初に送付された相談のみを有効とします。 相談受付期間：2025年4月14日(月)～2025年5月30日(金)正午まで
2	研究開発課題	応募予定の提案内容について、「提案内容に関する研究開発課題への適合性確認」を依頼した場合、回答までのどれぐらいの日数がかかりますか？	「提案内容に関する研究開発課題への適合性確認」につきましては、依頼から回答までの所要日数は10営業日程です。公募の締め切りが6月13日（金）正午のため、提案書作成に際しては計画的にお願いいたします。
3	研究開発課題	フェーズ1の応募が良いか、フェーズ2の応募が良いか相談は可能か	ご応募されるフェーズについてはご相談いたしかねます。ご応募される方にてご検討をお願いいたします。
4	応募の要件	個人事業主でも応募は可能か	応募できません。法人格を有するスタートアップ、中小企業等であることが必要となります。
5	応募の要件	「申請する費用は、原則として、代表となる者の費用が、全体の対象費用の50%以上とする必要があります」とあるが、費用の50%以上とはどのような意味か	共同提案として申請する費用に対して50%以上という意味です。例として、実施体制が代表提案者1者及び共同提案者2者の計3者で、費用の合計が1500万円の場合、代表提案者の計上する費用が750万円以上である必要がございます。
6	応募の要件	上場企業は応募できないのか	応募できます。上場しているか否かは応募要件としていません。
7	応募の要件	本事業の趣旨に合致し、内容に新規性が認められる場合は、いわゆる「改良開発」も対象になるのか	応募はできますが、既存技術の改良に新たな研究開発要素があり、研究開発課題の解決に資する提案内容である必要があります。提案される新規開発要素と既存技術との違い、および新規開発要素による実用化に向けた優位性を明確にお示しください。
8	応募の要件	創業から15年以上の中小企業は応募できないのか	あくまで目安であり、応募自体を妨げるものではありません。政策課題との適合性や技術の先進性、調達ニーズの有無等と合わせて総合的に対応します。
9	応募の要件	本公募に応募する際には、必ずフェーズ1を経由して応募することが必須か。現状で試作品があり、ユーザーからのヒアリング、他事業での実証を踏まえ、フェーズ1の後半からフェーズ2をイメージして、応募することは可能か	本公募は、フェーズ1のみの公募となっており、POC、FSの実施が事業の対象となります。すでにPOC、FSを終えられたものは対象外となります。たとえ、その途中段階であったとしても、フェーズ1実施中にフェーズ2の内容にかかわる研究開発はできないとお考えください。しかし、その途中段階にあり、POC、FSを実施する上で残った課題を実施し、期間内にフェーズ1を完了するものであれば、提案は可能です。
10	応募の要件	創業3年未満もしくは休業中で3年分の決算報告書が提出できない場合、応募できないのか	応募できます。3年分の決算報告書がご提出できない場合、0～2年分の決算報告書に加えて、財務項目ファイルに必要事項を記載し、合計残高試算表、資金計画（融資、出資、営業収益、設備投資などの計画）などをご提出ください。
11	応募の要件	事業期間中に事業を別企業に譲渡した場合でも譲渡先企業で引き続き事業を継続することは可能か	本助成事業は、あくまでNEDO契約・助成審査委員会で決定された提案者企業様に対して交付が決定されたものです。交付決定によって生じた権利の全部又は一部を、NEDOの承認を得ずに第三者に譲渡し継承することはできません。しかし、助成先に、法人間の合併・買収および統廃合、分社化等の会社再編により、助成事業の承継または移転が発生する場合は、個別に承認を行うことがあります。詳細は最新の課題解決型産業技術開発費助成事業事務処理マニュアル37頁をご確認ください。
12	応募の要件	学術機関等に所属している者が提案者となることは可能か	学術機関等に所属されている方でも、兼業等により応募の要件を満たす中小企業等に所属されている方であれば応募は可能ですが、本事業はあくまで科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律の規定により定められた、指定補助金等の交付等に関する指針に基づき、多様化する社会課題の解決に貢献する研究開発型スタートアップ等の研究開発の促進及び成果の円滑な社会実装を目的として行われる事業ですので、大学・学術機関等からの事業化を伴わない技術移転が主の場合や、提案者としてコーディネータ的な役割を主に担う場合は助成の対象としておりません。
13	応募の要件	法人登記されていない企業が提案者となることは可能か	提出期限までに法人登記及びe-Radへの所属研究機関の登録が無い場合には、本公募の審査対象となりません。
14	応募の要件	親会社を有する中小企業は、本事業の応募対象となるか	公募要領の3. 応募の要件(1)対象事業者の要件の内容をご確認ください。親会社を有する中小企業については、「みなし大企業に該当しない」の条件を満たしているかについての条件も併せてご確認ください。
15	応募の要件	弊社と大学の2者で共同して本事業を実施する体制を検討している。共同提案と共同研究の違いはなにか	共同提案は複数者での体制で、事業を実施していただく事で、全ての共同提案者は、「3. 応募の要件」の要件を満たす必要がございます。 大学は応募の要件を満たさないため提案いただくとは共同研究となります。本事業で共同研究とは、助成先が事業の一部を第三者(学術機関等)と共同で実施するものです。大学と事業を行う場合、こちらの体制となります。

公募質問集（FAQ）

No.	項目	質問	回答
16	応募の要件	大企業のアクセラレータープログラムで採択されたようなチームにも応募資格はありますか？。中小企業やスタートアップと同じような規模で活動しているため、応募資格ありと見なすことは可能ですか？	本公募事業の対象事業者の応募要件として、「日本に登記されている中小企業等であって、その事業活動に係る主たる技術開発及び意思決定のための拠点を日本国内に有すること」を含む①～⑧と定めておりますので、貴チームが大企業に属されている以上応募の資格を満たさないこととなります。 公募要領の応募要件（P8）は必ず満たす必要がございます。
17	応募の要件	2025年度「SBIR推進プログラム」（一気通貫型）への応募を検討しており、提案テーマに関しまして、具体的な出口企業があります。 もしこれらの企業に「将来的に弊社製品を購入希望である旨の書面」を作成頂いた場合、本公募の提出資料に何らかのかたちで付記し、提出することは可能ですか？	可能です。 将来的に売り上げが見込める顧客については、以下に記載してください。 1-2. フェーズ1 助成事業実施計画書 5. 事業化における課題及びその解決方法 顧客や市場から受け入れられ政策課題を解決できることの説明 また、売り上げ見込みについては以下に記載してください。 ・ 開発スケジュール （1）事業化までの開発スケジュール（長期）
18	応募の要件	2-1. e-Rad応募内容提案書について、どこから入手できますでしょうか？	2-1. e-Rad応募内容提案書について こちらにつきましては、公募要領P13に記載がありますのでこちらを参照くださいませ。 https://www.nedo.go.jp/content/800022386.pdf 尚、e-Radの操作に関するお問い合わせについては、e-Radのポータルサイトより確認ください。
19	応募の要件	賃上げについて、賃上げを実施することを表明した企業等に対して加点する、という基準がございますが、こちらは、賃上げ表明は、応募時（4/21正午）までに表明する必要がありますか？それとも採択までに表明すればよいですか？ また、表明に関して、以下のように専用フォーマットとご指定方法がございますでしょうか？	賃上げ表明は、応募時（6/13正午）までに表明する必要があります。 また様式については、提案書EXCELファイル内の「3-5. 事業開始年度の賃金を引き上げる旨の表明資料（任意）」シートにご記載ください。
20	応募の要件	1-1提案書のシート「1-2.支出計画」について、間接経費の計算が、機械設備費に10%を乗じたものになっております。 間接経費はⅠ、Ⅱ、Ⅲの小計に10%を乗じるものではないか、ご確認いただけますでしょうか？ また、V共同研究費を除いて、10%を掛ける形になりますでしょうか？	間接経費はV共同研究費を除いて、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの小計に10%を乗じるものとなります。 （様式はそのような仕様となっております） 試みに労務費やその他経費に仮の金額を入力いただいて、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの小計に10%の金額が自動計算されていることを確認ください。
21	応募の要件	1-1提案書のシート「3-3-III. 財務項目ファイル-財務データ入力」について、入力に制限があり数値の入力ができないセルがあります。どのようにしたらよろしいでしょうか？	提案書の提出時は、入力可能な範囲で数値を入力いただき提出ください。 公募締め切り後、必要に応じて、事務局より確認をさせていただく場合があります。
22	e-Rad	研究員や補助員は応募前に全員がe-Rad登録を完了している必要はあるか	提案者が単独（共同提案者がない）の場合、研究代表者（1名）のみe-Radの登録をしてください。
23	e-Rad	共同研究先もe-Radへの登録が必要か	共同研究先については、研究分担者の欄に研究者の登録をしてください。
24	e-Rad	e-Radの研究機関コード（10桁）が分からない	e-Rad FAQ（ https://qa.e-rad.go.jp/records/276#.YpVhfOjP2Uk ）をご確認ください。FAQでもわからない場合、恐れ入りますがe-Radヘルプデスク（ https://www.e-rad.go.jp/contact.html ）または（0570-057-060（平日 9:00-18:00））へお問い合わせください。
25	e-Rad	e-Rad上でも提案書類の提出が必要なのか	e-Rad上に提案書類を提出する必要はございません。なお、「2-1. e-Rad応募内容提案書」につきましては、NEDOへの提出書類となっております。
26	e-Rad	「研究目的ファイル」、「研究概要ファイル」の項目には提案書をアップロードすればよいのか	画面入力頂いた内容を補足する資料等がございましたらアップロードをお願いします。画面入力頂いた研究目的の文章、「1-1. フェーズ1 提案書（様式第1）」や「1-2. フェーズ1 助成事業実施計画書（ブランクフォーム）」の本項目でのアップロードは不要です。
27	e-Rad	「2-1. e-Rad応募内容提案書」の入手方法が分からない	e-Radポータルサイトへログインし、所属研究機関及び研究代表者の登録を行い、研究代表者が公募件名に対する応募情報を入力の上、「応募内容提案書」のPDFファイルをダウンロードしてください。
28	e-Rad	「2-1. e-Rad応募内容提案書」に不備があった場合、修正できないのか	公募期間内に限り修正可能です。
29	提出書類	利害関係者はどのように記載すればよいのか	提案内容に関し、協力者として外部（大学や国研、公設試等）から技術指導をいただいている場合などに、研究者名等を記載してください。公募要領12頁の記載もご確認ください。
30	提出書類	既存特許を利用した提案の場合、その特許の利用許諾の証明書類も合わせて提出する必要があるのか	自社の既存特許の場合には必要ありません。他者の既存特許の利用許諾を受ける場合には、その予定であることを提案書に記載してください。採択された場合には、NEDO担当者が詳細を確認します。
31	提出書類	フェーズ1の提案でもフェーズ2の内容まで想定して提案しなければならないのか	本事業では、フェーズ1に採択された場合、フェーズ2を経て事業化を目指していただくことを想定しておりますので、フェーズ2の内容が想定されていることが望ましいです。想定されていない部分については、今後どのようにして内容の充実を図っていくのか、事業化に向けての取り組み課題を明確にし、採択された場合に実施する内容を具体的に記載してください。

公募質問集（FAQ）

No.	項目	質問	回答
32	提出書類	「1-1. 提案書」の「2-3. その他の研究費の応募・受入状況」には応募を検討段階の研究費や募集開始前の研究費についても記載すべきか	申請予定として記載してください。事務局で確認が必要と判断した場合には、応募後にお尋ねさせていただくことができます。
33	提出書類	「1-1. 提案書」の「2-3. その他の研究費の応募・受入状況」は、共同研究先についても記載・提出すべきか	共同研究先についても別途「2-3. その他の研究費の応募・受入状況」を作成し、提出してください。「1-1. 提案書（様式第1）」の最終頁の注1、もご確認ください。
34	提出書類	「1-1. 提案書」の「2-3. その他の研究費の応募・受入状況」及び「2-4. 利害関係の確認について」は、該当しない場合提出は不要か	該当しない場合でも提出は必要となります。「無し」の記入または有無の○付けをし、ご提出ください。
35	提出書類	「1-1. 提案書」の「2-3. その他研究費の応募・受入状況」について ・その他の補助金制度との関係等 1. 補助金制度等による受給の有無 では2019年度以降の分の記載を求められていますが、2018年採択で3年間行った研究については、最初の1年分を除いた2019年度からの委託研究費を記載するのか、委託事業の3年間分（2018年度含む）で記載するのが良いのか	開始年度が2018年度以前で、事業期間が2019年度にかかる場合は、記載は任意となります。記載する場合は、開始年度からの概要を記載してください。
36	提出書類	「1-1. 提案書」の「3-3. III. 財務データ入力」について、その他流動資産はどこに記載すれば良いのか	流動資産合計に含めてください。
37	提出書類	「1-1. 提案書」の「3-3. II 資金繰り表」について、本事業における本事業期間内における資金繰りのみを記載すれば良いのか	資金繰り表については、本事業期間内のみ記載いただければ結構ですが、本事業も含め、全社における資金繰りの数値をご記載ください。
38	提出書類	「1-2. 助成事業実施計画書」の「5. 事業化における課題及びその解決方法」と「6. 技術的課題及びその解決方法」の違いは何か	「5. 事業化における課題及びその解決方法」は、事業化に向けた包括的な課題を抽出し、その解決の方向性をお示しいただくもので、「6. 技術的課題及びその解決方法」は、事業化の中でも技術的側面において、解決すべき課題を明確化し、その解決策として具体的な研究開発項目、到達目標、実施担当者をお示しいただくものです。
39	提出書類	「1-3. プレゼンテーション動画」の提出形式はMP4形式以外でも可能か	本公募においては、MP4形式でのみ提出を受け付けます。MP4形式以外でご提出いただいた場合書類不備となります。
40	提出書類	「1-3. プレゼンテーション動画」について、提出は必須か	本公募において、「1-3. プレゼンテーション動画」の提出は必須となります。こちらの提出がない場合は提出書類不備となります。
41	提出書類	「3-2 履歴事項全部証明書」は、発行日からの何カ月以内のものが必要か	履歴事項全部証明書については、発行日から提出日までの期限について定めてはおりません。 提案書の提出時点で証明書の記載内容に変更が無ければそのままご提出ください。 なお、現状と記載内容に差異がある状態でご提案された場合、採択後でも取り消しや減額となる場合がございますのでご注意ください。
42	提出書類	事業開始年度の賃金を引き上げる旨の表明資料の公表日（又は公表予定日）の日付はどのように記載すれば良いのか	賃上げをされる旨、貴社のホームページ等、社外へ表明いただく日付を記載ください。
43	労務費	採択された後に、研究員や補助員を増やすことは可能か	採択後に研究員や補助員を増やすことは可能です。ただし、所定の手続きにより、その理由を確認の上、可否を判断します。なお、研究員や補助員の変更や増員を認めた場合でも、労務費の増額による助成金の総額の増額は認められません。
44	労務費	登録研究員一人で経理責任者を兼務することは可能か	登録研究員が経理責任者を兼務されることは可能です。ただし、労務費に計上できるのは「研究開発事業に直接従事した時間分」のみです。事務作業（プロジェクト担当部との事務的な打ち合わせ、経理書類や事務書類の作成）を行った時間分については除外して計上してください。また、研究員業務を優先して、経理責任者としての業務がおろそかになるようなことがないようにご留意ください。
45	労務費	決定している役員報酬は、事業年度中の変更は認められていないが、採択後に労務費単価を変更することはできないのか	労務費単価、事業開始時点で決定している役員報酬を労務費単価表に照合し、該当する労務費時間単価となります。なお、役員が労務費を計上する場合、役員報酬が損金算入されている必要があります。
46	労務費	正社員でない出資者にも研究の一部を分担してもらう予定ですが、研究員登録可能か	正社員でなくても、雇用契約、派遣契約及び出向契約を結んでいる者であれば、研究員として登録することができます。
47	労務費	今後雇用する可能性のある従業員を勧誘し、全体の費用を試算することは可能か	事業開始後に想定される登録研究員にて労務費を試算して頂いて問題ありませんが、採択後には雇用の事実関係を確認します。
48	労務費	登録研究員の労務費単価が、応募時から事業開始までの間に変更する可能性がある場合、どちらの単価で積算すればよいのか	変更後の労務費単価での労務費を計上してください。
49	労務費	事業立ち上げ期で役員のための企業であり、役員報酬を得ていないが、本事業に採択された場合に、労務費を計上することは可能か	役員報酬が0の場合には労務費の計上はできません。役員が労務費を計上する場合、役員報酬が損金算入されている必要があります。単価設定方法は健保等級の有無により異なりますので、詳細は最新の課題設定型産業技術開発費助成事業事務処理マニュアルでご確認ください。

公募質問集（FAQ）

No.	項目	質問	回答
50	労務費	助成先の研究員が共同研究先の研究開発内容に従事する場合、共同研究費として労務費を計上することは可能か	共同研究費として労務費の計上はできません。助成先の研究員が研究員費として計上できる労務費は、実施計画書に助成先の研究開発内容として記載された業務に従事した時間のみとなります。共同研究や協力等に従事した助成先の研究員の人件費は共同研究費ではなく労務費に計上してください。
51	労務費	海外居住者の研究員の労務費を計上することは可能か	内容についてNEDOが妥当と判断した場合、経費計上は可能ですが、外為法に基づく輸出規制に係る対応が必要となる場合がございます。詳細は公募要領37頁の10、その他の留意事項(10)安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)を必ずご確認ください。
52	助成対象費用	「研究開発要素がある業務は、外注することができません」とあるが、研究開発要素の定義とは何か	外注可能なものは、提案者が仕様書で作業内容を詳細に指示することができる業務のみです。例えば、助成事業実施計画書に記載される「6. 技術的課題およびその解決方法」の研究開発項目として記載されている内容等、研究開発内容が含まれると考えられるものは、外注することができません。
53	助成対象費用	関連する特許の経費計上は可能か	特許出願に係る費用および出願後の費用は、原則認められません。
54	その他	提案内容が異なるものであれば、複数の研究開発課題に対して同一提案者が提案することや、1つの研究開発課題に対して同一提案者が複数提案することは可能か	可能ですが、それぞれにご提案された内容が、同一の研究開発であるとみなされるような場合、内容を確認させていただき提案を受理しない場合もございます。
55	その他	採択後に主任研究者を変更することは可能か	計画変更届出書をご提出いただき、NEDOが受理することで、採択後に主任研究者を変更することが可能です。なお、研究経歴書（C.V.）の提出を求める場合がございます。
56	その他	他の競争的研究費等に同時に応募した場合、審査には影響する のか	他の競争的研究費等に同時に応募すること自体が審査に影響することはございません。同時採択となった場合、どちらかを選択いただくこととなります。公募要領25頁の応募にあたっての留意事項（3）「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除もご確認ください。
57	その他	採択基準について、資金を有しているとあるが、その判断基準 はどのようなものか	提出いただく資料から企業として経営基盤がしっかりしているか否かを判断させていただくもので、判断基準は公開していません。
58	その他	Web会議での質問は受け付けているか	本公募では、Web会議による問い合わせは受け付けておりません。問い合わせは、6月6日(金) 17時まで受け付けます。問い合わせ先はHPをご確認ください。